



海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和7年 9 月 25日

海老名市長

内 野



海老名市条例第27号

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士（）」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

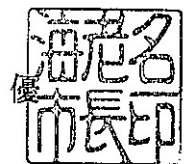


海老名市告示第222号

海老名市指定居宅介護支援事業者の指定について、介護保険法（平成9年法律第123号）第85条の規定に基づき公示する。

令和7年9月25日

海老名市長 内 野



海老名市指定居宅介護支援事業者

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1 事業者名称 | 株式会社メディプラス |
| 2 事業所番号 | 1474201777 |
| 3 事業所名称 | タツミケアプランセンター海老名 |
| 4 事業所所在地 | 海老名市中央3-3-32
グランドール海老名702号室 |
| 5 指定年月日 | 令和7年9月25日 |
| 6 指定有効期間 | 令和7年10月1日から令和13年9月30日まで |
| 7 指定サービス種類 | 居宅介護支援 |